本号で公布された法令のあらまし

◇高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令（政令第二八六号）（経済産業省）

1　ヘリウム等冷媒について、高圧ガス保安法の適用を受けない範囲を拡大することとした。（第二条第三項第四号関係）

2　ヘリウム等冷媒について、高圧ガス保安法の製造に係る許可又は届出の対象とならない範囲を拡大することとした。（第四条関係）

3　この政令の施行に伴う所要の経過措置について規定することとした。（附則第二条及び第三条関係）

4　この政令は、令和三年一〇月二七日から施行することとした。

◇物価統制令施行令の一部を改正する政令（政令第二八七号）（消費者庁）

1　臨検検査の証票の様式に関する規定を削除することとした。（第一〇条関係）

2　その他所要の改正を行うこととした。

3　この政令は、令和三年一〇月二二日から施行することとした。

◇特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二八八号）（環境省）

1　環境への排出量等の把握に関する措置及び事業者による性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置の対象となる第一種指定化学物質として、五一五物質を指定することとした。（第一条、第四条及び別表第一関係）

2　事業者による性状及び取扱いに関する情報の提供に関する措置の対象となる第二種指定化学物質として、一三四物質を指定することとした。（第二条及び別表第二関係）

3　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、令和五年四月一日から施行することとした。

◇民法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令（政令第二八九号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　児童福祉法施行令第二二条及び第二二条の二において、医療費支給（児童福祉法第一九条の三第三項に規定する医療費支給をいう。二において同じ。）の申請者及び支給対象者として医療費支給認定保護者（同法第一九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者をいう。二において同じ。）のみを規定していたところ、医療費支給認定患者（同法第一九条の二第一項に規定する医療費支給認定患者をいう。二において同じ。）も医療費支給の申請者及び支給対象者に加えることとした。

2　児童福祉法第六条の二第二項の規定に基づき児童福祉法施行令第一条において定める児童等の定義について、その整理を行うこととした。

二　難病の患者に対する医療等に関する法律施行令の一部改正（第四条関係）

難病の患者に対する医療等に関する法律施行令第一条第二項第二号において、医療費支給の申請者及び支給対象者として医療費支給認定保護者のみを規定していたところ、医療費支給認定患者も医療費支給の申請者及び支給対象者に加えることとした。

三　施行期日等

1　経過措置

この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

2　施行期日

この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

政　令

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年十月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百八十六号

高圧ガス保安法施行令の一部を改正する政令

内閣は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第三条第一項第八号、第五条第一項第二号及び第二項第二号並びに第七十八条の三の規定に基づき、この政令を制定する。

高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第二号中「次条の表第一の項上欄」を「第四号」に改め、同項第四号中「二酸化炭素及び」を「ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素」に、「不活性のものに限る」を「難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気（以下「第一種ガス」という」に改め、同項第八号中「可燃性のものを除く」を「第四号の経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る」に改める。

第三条の表第一号中「ヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素、二酸化炭素、フルオロカーボン（難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る。）又は空気（以下「」及び「」という。）」を削る。

第四条の表第一号中「二酸化炭素及びフルオロカーボン（不活性のものに限る。）」を「第一種ガス」に改め、同表第二号中「不活性の」を「第二条第三項第四号の経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合する」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和三年十月二十七日から施行する。

（高圧ガスの製造等に係る届出等に関する経過措置）

第二条　この政令の施行の際現に高圧ガス保安法（以下この条において「法」という。）第五条第一項又は第十四条第一項の許可を受けている者（冷凍のためヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素又は空気を圧縮し、又は液化して高圧ガスの製造をする設備であって、その一日の冷凍能力（法第五条第三項の経済産業省令で定める基準に従って算定した一日の冷凍能力をいう。）が二十トン以上五十トン未満のものを使用する者に限る。）は、それぞれ法第五条第二項（第二号に係る部分に限る。）又は第十四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

2　この政令の施行の際現に法第五条第一項又は第十四条第一項の規定による許可の申請をしている者（前項に規定する設備を使用する者に限る。）は、それぞれ法第五条第二項（第二号に係る部分に限る。）又は第十四条第四項の規定による届出をしたものとみなす。

3　この政令の施行の際現に法第五条第一項の許可を受けている者（第一項に規定する設備を使用する者に限る。次項において同じ。）が当該許可を受けたところに従って法第十六条第一項に規定する高圧ガスを貯蔵所において貯蔵するときは、当該貯蔵所は、同項の許可を受けて設置されたものとみなす。